



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B22巻一食品小売及び流通

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B22 巻一食品小売及び流通

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B22 巻一食品小売及び流通

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景（構造及び用語、適用並びに例示などを含む）については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

食品小売及び流通

産業に関する記述

「食品小売及び流通」産業は、食品、飲料及び農産物の卸売り及び小売りに従事する企業により構成される。店舗の形式には、小売りのスーパーマーケット、コンビニエンスストア、倉庫型のスーパーマーケット、酒店、ベーカリー、自然食品店、特殊食品店、鮮魚店及び流通センターが含まれる。企業は、1種の店舗の形式に特化していることもあれば、複数の形式を含む施設を有していることもある。製品は典型的には世界中から調達され、新鮮な肉及び農産物、調理済食品、加工食品、パン類、冷凍食品及び缶詰食品、清涼飲料及び酒類、並びに幅広い品揃えの家庭用用品及び個人用製品が含まれる。

注：以下に記述される基準は「純粋な」食品小売及び流通会社のためのものである。主要な食品小売企業の多くは薬局事業及びその他の小売事業を展開しており、プライベート・ブランドの加工食品を製造していることがある。SASBは「医薬品小売」産業、「複合型及び専門型小売及び流通」産業及び「加工食品」産業について別途基準を定めている。複数の事業に関わっている企業はこれらの基準に示されている開示トピック及び指標も検討すべきである。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
フリート燃料管理	フリートの燃料消費量、再生可能燃料の割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ	FB-FR-110a.1
冷媒からの大気排出	冷媒によるグローバルでのスコープ1総排出	定量	CO ₂ 換算メートルトン(t)	FB-FR-110b.1
	消費する冷媒のうち、オゾン破壊係数ゼロのもの割合	定量	重量のパーセンテージ(%)	FB-FR-110b.2
	平均冷媒排出率	定量	パーセンテージ(%)	FB-FR-110b.3
エネルギー管理	(1)オペレーションによるエネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ	FB-FR-130a.1
サプライチェーンにおける環境	環境又は社会サステナビリティ基準の第三者認証を受けた製品から生じた売上高	定量	報告通貨	FB-FR-430a.1

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
及び社会影響の管理	(1)ケージのない環境に由来する卵、及び(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉から生じた売上高の割合	定量	収益のパーセンテージ (%)	FB-FR-430a.2
	動物福祉を含む、サプライ・チェーンにおける環境及び社会リスクを管理する戦略の説明	説明及び分析	該当なし	FB-FR-430a.3
	包装の環境負荷を低減する戦略の説明	説明及び分析	該当なし	FB-FR-430a.4

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
(1)小売拠点及び(2)流通センターの数	定量	数	FB-FR-000.A
(1)小売スペース及び(2)流通センターの総面積	定量	平方メートル(m ²)	FB-FR-000.B
商用フリートの車両数	定量	数	FB-FR-000.C
走行トンマイル	定量	トンマイル	FB-FR-000.D

フリート燃料管理

トピックサマリー

「食品小売及び流通」産業の企業は、フリート車両を所有及び運用して、その流通拠点と小売拠点の間で製品を配達している。フリート車両の燃料消費は、オペレーション・コスト及び関連する資本支出の両方の観点から、重大な（significant）産業費用である。化石燃料の消費は、気候変動及び汚染を含む環境に影響（impacts）を及ぼす可能性がある。これらの環境上の影響（impacts）は、規制にさらされることにより食品小売及び流通企業に影響を与える（affect）可能性がある。燃料使用において得られる効率性は、コストを削減し、化石燃料の価格変動から受ける影響を軽減し、保管及び輸送に関連するカーボン・フットプリントを制限することができる。燃料効率の高いフリート及びよりエネルギー効率の高い技術への短期的な資本的支出よりも、長期的なオペレーション・コストの節約及び規制リスクから受ける影響の軽減が上回る場合がある。

指標

FB-FR-110a.1. フリートの燃料消費量、再生可能燃料の割合

- 1 企業は、フリート車両によって消費された燃料の総量を、ギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 消費された燃料の計算方法は、設計上のパラメータではなく、実際の燃料消費量に基づかなければならない。
 - 1.2 消費された燃料の許容可能な計算方法には以下に基づく方法を含むが、これらに限定されない。
 - 1.2.1 報告期間中に購入した燃料を報告期間の期首の在庫に加えて、報告期間末の在庫を差し引いたもの
 - 1.2.2 車両ごとに消費された燃料を追跡すること
 - 1.2.3 燃料費を追跡すること
- 2 企業は、フリート車両によって消費された、再生可能燃料である燃料の総量の割合を開示しなければならない。
 - 2.1 ~~再生可能燃料とは、一般的に米国の再生可能燃料基準（U.S. 40 CFR 80.1401）によって、以下の要求事項のすべてを満たす燃料と定義する。~~
 - 2.1.1 再生可能なバイオマスから生産されたもの
 - 2.1.2 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの、及び
 - 2.1.3 ~~U.S. 40 CFR 80.1403 に従ってこの要件から免除されていない限り、ライフサイクルのライフサイクルベースでの温室効果ガス（GHG）排出量の純排出量削減を達成したものがベースラインのライフサイクル GHG 排出量より少なくとも 20% 少ないもの~~
 - 2.2 企業は燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示しなければならない。 ~~再生可能燃料の範囲には、米国の再生可能燃料基準に基づく再生可能識別番号（RIN）の対象となる燃料が含まれる。~~

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2.3 この割合は、企業のフリート車両により消費された再生可能燃料の消費量（GJ 単位）について、企業のフリート車両の消費燃料の総量（GJ 単位）で除して計算しなければならない。
- 3 開示の範囲には、企業が所有又は運営する車両が消費する燃料を含める。
 - 4 開示の範囲からは、第三者が企業の製品を輸送する際に消費する燃料を除外する。
 - 5 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、又は~~米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
 - 6 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）に対する HHV の使用など、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

冷媒からの大気排出

トピックサマリー

生鮮食品の保管及び陳列に使用される機器からの冷媒化学物質の排出は、「食品小売及び流通」産業に特有の規制リスクをもたらす。ハイドロクロロフルオロカーボン類 (HCFCs) に関する国際規制は、HCFCs による地球のオゾン層への被害を軽減することを目的としている。さらに、多くの一般的な HCFCs 及びハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) は非常に強力な温室効果ガス (GHG) であり、気候変動関連の規制によりこの産業が影響を受ける可能性を高めている。規制当局は排出基準に違反する企業への罰則を科すことができる一方、企業は設備の性能向上 (upgrade) 又は交換を求められ、設備投資を必要とし、排出量を削減するか、又は既存の冷媒を、よりコストがかかる可能性はあるが環境への影響は少ない代替冷媒に置き換えることを要求される場合がある。

指標

FB-FR-110b.1. 冷媒によるグローバルでのスコープ 1 総排出

- 1 企業は、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) — 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) 及び三フッ化窒素 (NF₃) — のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出のうち、冷媒の使用に起因するものを開示しなければならない。
 - 1.1 すべての GHG 排出は、CO₂ 換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている 100 年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算しなければならない。現時点では、GWP 値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書 (2014) である。
 - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG である。
 - 1.3 冷媒は、熱を吸収及び放出する目的でヒートポンプ又は冷却サイクルで使用される物質又は混合物と定義する。
- 2 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
 - 2.1 排出の範囲には、小売拠点、流通センター及び輸送フリートにおける商用の定置式及び移動式の冷媒の使用に起因する GHG のすべての直接排出を含む。
 - 2.2 この開示の目的のためには、排出の範囲からは、化石燃料の燃焼から生じる GHG の直接排出、非冷媒プロセス排出、及び冷媒に関係のない他の発生源を除外する。
 - 2.3 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として GHG プロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例として以下を含むが、これらに限定されない

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2.3.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry (国際航空宇宙環境グループ (IAEG) 発行)
 - 2.3.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance : 固定燃焼源からの直接排出 (米国環境保護庁 (EPA) 発行)
 - 2.3.3 India GHG Inventory Program
 - 2.3.4 ISO 14064-1
 - 2.3.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions (IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年))
 - 2.3.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities (Entreprises pour l'Environnement (EpE) 発行)
- 2.4 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」 (2018 年 4 月) の REQ-07 「組織の境界」に記載されている方法と整合している。
- 3 前報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更 (又はこれらの複数のもの) 等によるものかを含む。
 - 4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告方法 (例: 国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
 - 5 企業は、データが連続排出量監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出量開示の計算方法について説明する場合がある。

FB-FR-110b.2. 消費する冷媒のうち、オゾン破壊係数ゼロのもの割合

- 1 企業は、オゾン破壊係数 (ODP) がゼロの、オペレーションで消費される冷媒の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 ODP は、物質によって引き起こされるオゾン層破壊の量として定義し、オゾン層破壊は、自然反応を超えた成層圏オゾン層の化学的破壊と定義する。
 - 1.2 ODP がゼロの冷媒は、公表された ODP 値がゼロで、自然反応を超えて成層圏オゾン層に影響 (impact) を与えず、クロロフルオロカーボン類 (CFCs)、ハイドロクロロフルオロカーボン類 (HCFCs)、ハロン、臭化メチル、四塩化炭素、ハイドロブロモフルオロカーボン類、クロロブロモメタン、又はメチルクロロホルムを含まない物質と定義する。
- 2 モントリオール議定書に基づいてオゾン層破壊物質 (ODS) として認識されている化合物のリスト及びそれぞれの ODP は、米国環境保護庁 (EPA) の Web サイト「オゾン層破壊物質」 国際連合のウェブサイト「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」 から入手できる。

- 2.1 冷媒の消費量は、報告期間中に企業の商用冷却装置に充填した冷媒の量と定義する。
 - 2.2 この割合は、ODP がゼロの企業のオペレーションで消費する冷媒の量（重量ベース）について、企業のオペレーションで消費する冷媒の総量（重量ベース）で除して計算しなければならない。
- 3 開示の範囲には、企業が小売拠点、流通センター、及び輸送フリートで使用するすべての商用の定置式及び移動式の冷媒を含む。

FB-FR-110b.3. 平均冷媒排出率

- 1 企業は、平均冷媒排出率をパーセンテージで開示しなければならない。
 - 1.1 冷媒排出率は、商用冷却装置又はシステムからの冷媒損失率と定義する。
 - 1.2 企業は、報告期間中に排出された冷媒の総量（ポンド単位）について、報告期間中に商用冷却装置に充填された冷媒の総重量（ポンド単位）で除して、平均冷媒排出率を計算しなければならない。
- 2 開示の範囲には、企業が小売拠点、流通センター、及び輸送フリートで使用するすべての商用の定置式及び移動式の冷媒を含む。

エネルギー管理

トピックサマリー

「食品小売及び流通」施設は、通常、他のタイプの商業スペースよりもエネルギー集約型である。エネルギーは主に、冷蔵、暖房、換気、及び空調（HVAC）並びに照明に使用される。この産業の企業は通常、消費電力の大部分を購入するが、一部の企業は現場でエネルギーを生成し始めたり、再生可能エネルギーをエネルギーミックスに追加し始めたりしている。エネルギーの生産と消費は、気候変動や汚染などの環境に影響を及ぼす（impacts）。これらは、間接的ではあるが、食品小売及び流通業者の業務に重大な（materially）影響（impact）を与える可能性がある。効率の向上及び代替エネルギー源の使用を通じて全体的なエネルギー使用を管理する企業は、費用を削減してリスクを低減することにより、収益性を向上させることができる。

指標

FB-FR-130a.1. (1)オペレーションによるエネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量（フリート車両を除く）をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 エネルギー消費の範囲には、フリート車両が消費した燃料を除くが、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、その他すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
 - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
 - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）、又は米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギー（フリート車両を除く）の割合を開示しなければならない。
 - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギー（フリート車両を除く）の割合を開示しなければならない。
 - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
 - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。

- 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
- ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

サプライ・チェーンにおける環境及び社会影響の管理

トピックサマリー

食品小売及び流通産業は、さまざまな製造業者から商品を調達している。これらのサプライヤーは、資源保護、水不足、動物福祉、公正な労働慣行及び気候変動を含む、サステナビリティ関連の無数の課題に直面している。管理が不十分な場合、これらの問題は食品の価格及び入手可能性に影響を与える（**affect**）可能性がある。さらに消費者は、購入する食品に関連する製造方法、原産、及び外部性への関心をこれまで以上に高めており、このことは企業の評判に影響を与える（**affect**）可能性がある。食品小売及び流通産業は、輸送コストを削減し、ブランドの評判を向上させ、環境への影響（**impact**）を減らすために、包装のデザインについてサプライヤーと協力することもできる。サプライヤーを評価して関与し、サステナブルな調達ガイドラインを導入し、サプライ・チェーンの透明性を高めることにより、製品供給リスクに対処できる企業は、サプライ・チェーンのレジリエンスを改善し、風評リスクを軽減し、潜在的な消費者需要の増加又は新しい市場機会の獲得につながるのに適した位置にあると考えられる。

指標

FB-FR-430a.1. 環境又は社会サステナビリティ基準の第三者認証を受けた製品から生じた売上高

- 1 企業は、環境又は社会サステナビリティ基準の第三者認証を受けた製品の販売により生じた売上高を開示しなければならない。
 - 1.1 環境基準は、原生林の保護、地表水及び地下水の水質の維持、及び総合的病害虫管理（IPM）による解決又は **Organic System Plan** の適用など、農産物の生産に関連する環境への影響（**impacts**）に対処する基準と定義する。
 - 1.2 社会基準は、労働力（**workforce**）への報酬、農薬の使用に伴う健康及び安全のリスクに対する訓練及び継続的な監視、並びに児童労働慣行など、農産物の生産に関連する社会への影響（**impacts**）に対処する基準と定義する。
 - 1.3 第三者による環境及び社会基準の認証の例としては、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.3.1 Bonsucro
 - 1.3.2 Fairtrade International
 - 1.3.3 Fair Trade USA
 - 1.3.4 持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）
 - 1.3.5 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）
 - 1.3.6 Rainforest Alliance
 - 1.3.7 SA8000
 - 1.3.8 U.S. Department of Agriculture (USDA) Organic
 - 1.3.9 UTZ Certified
- 2 企業は、開示を追加的に製品カテゴリー及び認証タイプ別に区分する場合がある。

- 2.1 製品カテゴリーは、同様の一般的な機能を提供する関連製品のグループと定義する（例：肉、農産物、包装材）。
- 2.2 認証タイプは、基準のトピック又は範囲に基づいてグループ化される場合があり、動物福祉、労働条件、有機化学、サステナブルな漁業又は収穫を含めることができる。

FB-FR-430a.2. (1)ケージのない環境に由来する卵、及び(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉から生じた売上高の割合

- 1 企業は、(1)ケージのない環境に由来する卵の販売により生じた売上高の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 ケージのない環境に由来する卵は、食品及び水への無制限のアクセスが許可されており、産卵周期中にそのエリア内を自由に歩き回ることができる建物、部屋又はエリアに収容された雌鶏によって生産される。
 - 1.1.1 範囲には、放し飼いの環境に由来する卵も含める。
 - 1.2 この割合は、ケージのない環境に由来する卵の販売により生じた売上高について、卵の販売により生じた総売上高で除して計算しなければならない。
- 2 企業は、(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉から生じた売上高の割合を開示しなければならない。
 - 2.1 妊娠ストールとは、繁殖雌豚を個別に収容するための檻と定義する。この檻は、動物の静的空間要件を満たすが、振り返るなどの大きな動きはできない。通常、寝床はなく、床はコンクリートで、金属製の柵が付いている。
 - 2.2 この割合は、妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉から生じた売上高について、豚肉の販売により生じた総売上高で除して計算しなければならない。

FB-FR-430a.3. 動物福祉を含む、サプライ・チェーンにおける環境及び社会リスクを管理する戦略の説明

- 1 企業は、食品及び食品製品のサプライ・チェーン内に存在する又は食品及び食品サプライ・チェーンから生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチについて説明しなければならない。
 - 1.1 環境及び社会リスクには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.1.1 気候変動（例：平均温度及び水ストレスの変化）による作物及び家畜の生産への影響（impacts）。これは農産物、肉、家禽、乳製品及び加工食品のコスト及び入手可能性に影響を与える（affect）場合がある。
 - 1.1.2 環境及び社会要因又は環境規制の強化（又はこの両方）に起因する、飼料価格の上昇。これは、肉、家禽及び乳製品に価格に影響（impacts）を与える場合がある。
 - 1.1.3 輸送コストに影響する（affect）燃費規制
 - 1.1.4 食品の価格及び入手可能性に影響を与える（affect）労働者の権利及び移民改革
 - 1.1.5 国際市場における国際貿易障壁又はさまざまなレベルの食品安全監視（又はこの両方）

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.1.6 水産物の供給に影響を与える (affect) 可能性のある商業漁獲制限
- 1.1.7 風評被害を引き起こす場合がある動物福祉、人権又は関連するサプライ・チェーンの事案
- 1.2 関連する戦略には、サプライヤーのスクリーニング、サプライヤーの多様化、環境管理のベスト・プラクティスに関するサプライヤー・トレーニング・プログラム、労働及び人権問題に関するサプライヤーの関与、サプライ・チェーン行動規範の維持、サプライ・チェーン監査、及び認証を含む場合があるが、これらに限定されない。
- 2 企業は、どのような製品又は製品ラインがオペレーションにリスクをもたらすか、その生じるリスク、及びそのようなリスクを軽減するための戦略を特定する場合がある。
- 3 企業は、サプライ・チェーンに適用される動物福祉基準について説明しなければならない。
 - 3.1 動物福祉基準は、牛肉、豚肉、家禽又は乳製品（又はこれらの複数のもの）の生産条件のポリシーとして定義する。これには以下を含む。
 - 3.1.1 動物の処理及び取扱い
 - 3.1.2 収容及び輸送条件
 - 3.1.3 屠殺施設及び手順
 - 3.1.4 抗生物質及びホルモンの使用
 - 3.2 説明には以下を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 3.2.1 動物福祉基準に関連して企業が設定しているすべての目標及びこれらの目標の進捗状況
 - 3.2.2 動物福祉基準に関連するサプライヤーについての要求事項
 - 3.2.3 何らかの方法で対処されるのであれば、動物福祉基準がサプライヤー契約でどのように対処されるか
- 4 企業は、利用している動物福祉の認証を記述しなければならない。認証には Animal Welfare Approved、Certified Humane Program、Food Alliance Certified、及び Global Animal Partnership 5-Step Animal Welfare Rating Program を含むが、これらに限定されない。
- 5 企業は、販売した動物性タンパク質のうち、医学的に重要な (important) 抗生物質を使用せずに生産した動物性タンパク質の割合について、動物性タンパク質の種類別に開示する場合がある。
 - 5.1 ~~医学的に重要な(important)抗生物質（又は「医学的に重要な(important)抗菌薬」）とは、米国食品医薬品局（FDA）の動物用飼料指示規則によると、同局の業界向けのガイダンス（GFI）#152の付属書Aに記載されている抗菌薬の3層（「決定的に重要（critically important）」、「非常に重要(highly important)」、「重要(important)」）のすべてを「医学的に重要(medically important)」と定義している。~~この割合は、生まれてから一度も医学的に重要な (important) 抗生物質を受けなかった購入した動物性タンパク質の生肉（又は下ごしらえした肉）の重量について、購入した動物性タンパク質の生肉（又は下ごしらえした肉）の総重量で除して計算しなければならない。

FB-FR-430a.4. 包装の環境負荷を低減する戦略の説明

- 1 企業は、特定の用途に対する包装の重量及び体積の最適化、又は再生可能な、リサイクルされた、リサイクル可能な、若しくは堆肥化可能なものを含む代替材料の使用など、包装の環境への影響を減らすための戦略を説明しなければならない。
- 2 関連する開示には以下を含むが、それらに限らない。
 - 2.1 デザインのイノベーション。これには使用する材料の量、包装の重量、形状及びサイズ、製品と包装の比率、キューブ利用 (cube utilization)、ボイドフィル (void fill) の最適化などの戦略を含む。
 - 2.2 包装及び包装廃棄物に関する EU 指令 (94/62/EC) 第 9 条、付属書 II の「必須要求事項」の導入。これには包装された製品の安全性、衛生及び消費者の受入れに必要な量まで包装の重量及び体積を最小化すること、有毒又は有害な成分を最少化すること、並びに、再利用、材料リサイクル、エネルギー回収又は堆肥化に適していることを含む。
 - 2.3 「パッケージング・サステナビリティに関するグローバル・プロトコール (Global Protocol on Packaging Sustainability) 2.0」の指標における、「パッケージ重量と最適化 (Packaging Weight and Optimization)」又は「環境有害物質のアセスメントと最小化 (Assessment and Minimization of Substances Hazardous to the Environment)」 (又はこの両方) についてのパフォーマンス
- 3 企業は、自社ブランド製品の一次包装、二次包装及び三次包装、並びにベンダーからの製品の包装に関連する戦略を説明する場合がある。
 - 3.1 一次包装は、製品と直接接触するように設計されている。
 - 3.2 二次包装は、必要に応じて、1 以上の一次包装及び緩衝材を含むように設計されている。
 - 3.3 三次包装は、輸送、取り扱い又は流通のうちいずれか一つの目的で、1 以上の物品若しくは包装、又はバルク材料 (bulk material) を含むように設計されている。三次包装は、「流通」又は「輸送」包装としても知られている。
 - 3.4 自社ブランド製品とは、小売業者によって製造されたか別の製造業者によって製造されたかにかかわらず、小売業者のブランド名で販売するために包装されたストアブランドの製品である。
- 4 企業は、重量削減や輸送効率を含む、環境影響の低減及び製品効率の最大化へのアプローチの文脈で、ライフ・サイクル・アセスメント (LCA) 分析の使用について説明する場合がある。
 - 4.1 包装製品の環境効率の改善について説明する場合、LCA 機能単位サービスパラメータ (つまり、時間、範囲及び機能の品質) の観点から改善を説明する場合がある。